

※用途確認書の原本は、必ず申出者が保管し、申請時にはコピーを添付してください。

記載例1 用途が特定できる使用者がいるケース

書面申請の場合のみ、必ず記入すること。

受付コード：

低生産量新規化学物質の申出者（製造・輸入部門の責任者でも可）
責任者の部署、役職、氏名まで必ず記載してください。

用途 証 明 書

年 月 日

○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

- ・同じ社内で製造・使用し、責任者が同じ場合、申出者と使用者が同一になります。

代表者印、役職印、個人印としてください。会社印は認められませんのでご注意ください。署名でも可。

低生産量新規化学物質の使用者（用途を特定できる者）
責任者の部署、役職、氏名まで必ず記載してください

△△△株式会社
代表取締役社長 △△ △△
住所

印

今般、貴社から譲渡予定の下記1. の化学物質（又は商品）を、下記2. に記載の用途にのみ使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質（又は商品）の名称

申出を行う物質（商品）名を記載

- ・申出書に記載した新規化学物質の名称と同一とすること。
- ・申出書の物質名称欄と記載が異なる場合は、申出書の参考事項欄に「用途確認書に記載の物質（商品）名：～」のように記載すること。

2. 1. の新規化学物質（又は商品）の用途番号及び用途分類

用途番号：103

用途分類：接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤

- ・用途番号、用途分類は、必ず一覧表（告示）のとおりの記載してください。
- ・「198 その他の原料、その他の添加剤」は審査特例制度では選択できませんのでご注意下さい。

3. 貴社から当該新規化学物質の用途に関して説明や資料提出を求められた際には、貴社に協力する。

記載例2 用途が特定されている低生産量新規化学物質を含む調合品を輸入するケース（国内で更に化学変化を起こさせる行為を行わない場合、または更に調合を行わない場合に限る）

書面申請の場合のみ、必ず記入すること。

受付コード：

用途 証 明 書

年 月 日

宛先の記載は不要



代表者印、役職印、個人印としてください。
会社印は認められませんのでご注意ください。
署名でも可。

低生産量新規化学物質の申出者

責任者の部署、役職、氏名まで必ず記載してください。

△△△株式会社

代表取締役社長 △△ △△

住所

印

下記1. の化学物質（又は商品）を、下記2. に記載の用途にのみ使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質（又は商品）の名称

申出を行う物質（商品）名を記載

- 申出書に記載した新規化学物質の名称と同一とすること。
- 申出書の物質名称欄と記載が異なる場合は、申出書の参考事項欄に「用途証明書に記載の物質（商品）名：～」のように記載すること。

2. 1. の新規化学物質（又は商品）の用途番号及び用途分類

用途番号：103

用途分類：接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤

- 用途番号、用途分類は、必ず一覧表（告示）のとおりの記載としてください。
- 「198 その他の原料、その他の添加剤」は審査特例制度では選択できませんのでご注意下さい。
- 「101 中間物」の用途の場合は、化学反応を起こさせる者が使用者になりますので、記載例2は該当しません。

用途番号、用途分類、環境排出係数の一覧表

少量新規、低生産量新規共通（告示）

用途番号	用途分類	係数	用途番号	用途分類	係数
101	中間物	0.004	125	合成繊維又は繊維処理剤	0.2
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	0.9	126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	0.1
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0.9	127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	0.03
104	金属洗浄用溶剤	0.8	128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	0.06
105	クリーニング洗浄用溶剤	0.8	129	皮革処理剤	0.02
106	その他の洗浄用溶剤(104及び105に掲げるものを除く。)	0.8	130	ガラス、ほうろう又はセメント	0.03
107	工業用溶剤(102から106までに掲げるものを除く。)	0.4	131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	0.1
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	1	132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	0.1
109	その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。)	1	133	金属製造加工用資材	0.1
110	化学プロセス調節剤	0.02	134	表面処理剤	0.1
111	着色剤(染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。)	0.01	135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	0.03
112	水系洗浄剤(工業用のものに限る。)	0.07	136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	0.02
113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	1	137	金属等加工油又は防錆油	0.03
114	ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)	1	138	電気材料又は電子材料	0.01
115	塗料又はコーティング剤	0.01	139	電池材料(一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。)	0.03
116	インキ又は複写用薬剤	0.1	140	水処理剤	0.05
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0.9	141	乾燥剤又は吸着剤	0.09
118	殺生物剤(成形品に含まれるものに限る。)	0.04	142	熱媒体	0.08
119	殺生物剤(工業用のものであって、成形品に含まれるものを持く。)	0.2	143	不凍液	0.08
120	殺生物剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	0.4	144	建設資材又は建設資材添加物	0.3
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0.02	145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1
122	芳香剤又は消臭剤	1	146	分離又は精製プロセス剤	0.1
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	0.02	147	燃料又は燃料添加剤	0.004
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	0.05	199	輸出用のもの	0.001